

令和2年第3回臨時会

# 飯島町議会会議録

令和 2年 5月12日 開会

令和 2年 5月12日 閉会

飯島町議会



令和2年第3回飯島町議会臨時会議事日程

令和2年5月12日 午前10時30分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 第1号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例

日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第6 第3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 第4号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第8 第5号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

令和2年第3回飯島町議会臨時会議事日程（追加日程第1号）

令和2年5月12日

追加日程第1 発議第5号 「種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	久保田浩克	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	大島 朋子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	座光寺満輝	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	松澤 京子	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	久保田浩克																		
企画政策課長	堀越 康寛																		
住民税務課長	大島 朋子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	座光寺満輝																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	松澤 京子																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議開会

開 会	令和2年5月12日 午前10時30分
議 長	<p>ただいまから令和2年第3回飯島町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>議員各位におかれましては、慎重な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。</p> <p>開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。</p>
町 長	<p>おはようございます。本日の議会臨時会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>令和2年4月28日付、飯島町告示第49号をもちまして令和2年第3回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変御多忙中にもかかわらず全員の御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルスの蔓延により世界中が一変いたしました。人の命が危ぶまれるばかりでなく、経済の停滞はリーマンショック以上とも言われており、日本国内でも多くの国民が経験したことのない苦しみと不安な日々を過ごしておるところでございます。伊那保健所管内では数件の感染者の発生がありましたが、現在のところ感染の拡大は見られず、新たな発生もない状況でございます。そんな中、政府は緊急事態宣言を5月31日までに延長しましたが、全国の感染拡大の状況を見ながら5月14日ごろに再評価を行うこととなりました。全国的には感染拡大の傾向が弱まり、自粛していた社会生活も緩和の傾向、それから一步進んで段階的に経済の復興へと出口戦略が移行する状況となったように見えてまいりました。しかし、目に見えないウイルスへの対応は、今後も気を緩めることなく、強い気持ちで対応していかなければならないと考えております。</p> <p>本日提案します第1号補正予算案における町独自の経済対策としましては、商工業振興資金関係の増額がございます。現在の制度が非常に好評であります。1,000万円の上限を2,000万円に引き上げて、7年間実質無利息、そして保証協会の保証金も町が負担ということで、さらに18カ月据え置きということで、多くの応募がある中で、融資額の限度額が6億円をもういっぱいになりつつあるということの中で、その倍の12億円に拡大していきたいと、このように考えております。これが町独自の経済対策でございます。</p> <p>また、先日国の補正予算で可決されたんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、庁内にも最近内示がございました。まだ構想の段階ではありますが、当交付金を利用する中で重点的な経済対策を行ってまいりたいと思っております。くらし復興券発行1億円事業と題しまして、この地域の経済を1億円GDPを押し上げようという思いでございます。この復興券は、プレミアム率をより高く設定し、飲食店、小売業、サービス業などで使っていただくのみならず、教育、福祉、医療、</p>

農業分野、暮らしに関わる様々な場面で御利用いただける仕組みになるよう、今、制度設計をしているところでございます。

12日から国民1人当たり10万円の給付金の申込用紙が配布されまして、御家庭に届いて、それで、そこから申し込み、あるいは振り込みと、こういう作業が、今後、町の事務事業の中で忙しい仕事が始まるわけなんですけれども、その10万円を手にしたときに、いろいろの使われ方、それぞれの使われ方があるかと思えます。預金にされる場合、それから消費に使われる場合、あるいは飯島町以外で使われる場合、いろいろのことが考えられます。我々としては、ぜひ飯島町で使っていただきたいなあと、今まで疲弊した生活、経済を押し上げていただきたいというふうに思うんですけれども、その起爆剤になるためにも、今回の暮らし復興券発行で、これは、町としては5,000万円なんです、実質、真水で。しかし、町民の皆さんの協力、5,000円、半分頂いて、1人当たり1万円、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり1万円の復興券を手にしていただいて、町中、町政も行政も町民の皆さんも一緒になって1億円規模の経済を押し上げていきたいと、こういう思いでございまして。大事なところは、誰でも本当に生活に密着したところで使えると、しかも、今までの商品券と違って50%町が補助しているというところ、今後の制度設計が大事だと思います。ぜひ議会の皆様方も一緒になって、そのお知恵を拝借して、どのような形で使えるぞと、使って、こんな形にも使えないのかというお話をいただく中で、議会と行政が一緒になってこの取組を進めていきたいなというふうに思っていますので、今後、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

国としても、今後さらにいろいろの給付金等を考えているようでございます。第2弾、第3弾を期待するわけなんですけれども、それにつきましてもスピーディーに、スピード感を持ってこの事業に取り組んでいかなければならないと思っております。今後、議会の皆様の御協力をお願いしたいと、再度お願いするところでございます。

さて、本臨時会に提案いたします案件は、新型コロナウイルスに関係します条例案件4件、また補正予算案件1件、計5件でございます。何とぞ慎重な御審議をいただきまして適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会臨時会招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により4番 中村明美議員、5番 橋場みどり議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。  
本臨時会の会期につきましては、本日、議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日1日限りとすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。今臨時会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思います。これを御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。  
最初に、令和2年3月定例会において議決された意見書について報告します。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書、国民健康保険への財政支援の増額を求める意見書、以上の3件につきましては、3月25日に衆参両院はじめ関係機関へ送付しましたので報告します。  
次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。  
以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第1号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して国民健康保険、国民年金等の保険料免除等を行うとされたことを踏まえ、国民健康保険法の規定により本条例を制定するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長 (補足説明)

議 長 提案理由の説明がありました。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番  
三浦議員 1つ、今回、減免の措置で条例を改正ということですけど、今までにこのような国保料の支払いが困難だというような相談とか、どのくらい来ているのかお聞きをしたいと思います。

住民税務課長 現在のところ具体的に御相談というのは伺っておりません。

議 長 そのほかありますか。——ありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。最初に反対討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 次に、賛成討論はありますか。

議 長 (なしの声)  
 討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから第1号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被  
 保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の採決を行います。  
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第2号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を  
 申し上げます。本条例案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手  
 当金を支給するため所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長か  
 ら説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長 (補足説明)

議 長 提案理由の説明がありました。  
 これから質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 賛成討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから第2号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
 を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理

由の説明を申し上げます。本条例案は、長野県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の改正により新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について規定がされたことに伴い、町においてその事務を行うため所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長

(補足説明)

議長

提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第7 第4号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

第4号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施に伴い所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長

(補足説明)

議長

提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第4号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第1号)  
を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。  
事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 第5号議案、令和2年度飯島町一般会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明  
を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10  
億6,718万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ59億2,218万4,000円とするものでござ  
います。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する国や県の補  
正予算をはじめ町の関連対策事業について必要な予算措置を行うものでございます。主な  
歳出の内容としましては、家計への支援として一律1人当たり10万円を給付する特別定額  
給付金事業、子ども1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業のほ  
か、町が商工業者に対して行う経営安定対策資金に関わる預託金や保証料等の増額による  
支援拡充など、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上し予備費で調整するとと  
もに、特定財源となる国庫支出金や財政調整基金の繰入れなどにより歳入予算を増額補正  
いたしました。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議  
の上、御議決賜りますようお願いいたします。

企画政策課長 (補足説明)  
住民税務課長 (補足説明)  
産業振興課長 (補足説明)  
教育次長 (補足説明)

議 長 提案理由の説明がありました。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番  
浜田議員 商工費について出入り関係がちょっとよく分からなかったんですが、9ページの商工業  
振興費の商工費の一番下、商工業振興資金預託金5,150万円と対応する形で、6ページの  
ところ、同額が預託元金収入っていうふうになっているんですけども、このあたりの仕  
組み、要するに入ってくるのと出ていくのが同じように見えてしまうんですが、もう少し  
丁寧に御説明いただければと思います。

産業振興課長 預託金の予算計上、つまり仕組みの関係でございますけれども、預託金につきましては、  
年度当初に、毎年なんですけれども、金融機関のほうへ預託金をお預けしまして、年度末  
にはそれが一回戻ってくるっていう、こういう形になっているものでございまして、一回  
今度は預託額を増やしますので一回支出をいたしますが、これにつきましても年度末に一

回入ってきますので、その歳入歳出を計上させていただいているものでございます。これは、毎年、今までの従来のもと同じ形の仕組みでございまして、予算計上的には今回お示した形になるものでございます。

議長 そのほか質疑はありませんか。

8番

坂本議員

8ページの認可保育園関係でアルコール、マスク、除菌液、体温計というお話だったんですけども、現在、体温計は薬局に行っても全然売っていませんので、こうやって予算計上はしたんですけど、現状は大丈夫なんでしょうか。あと、どの程度不足ということで、ここで補助することなんでしょうか。

教育次長

確かに、議員さんおっしゃるとおり、体温計につきましてもアルコール消毒液につきましてもなかなか手に入らない状況でございますけども、そこはできるだけ早く購入できるように鋭意努力をしているところでございます。予算計上させていただいて購入に向けて準備を進めていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。補助につきましては、1施設50万円までの補助でございまして、約、積み上げていきますと1施設当たり50万円ちょいほどになるんですけども、定額の補助金を受ける予定でございませ

8番

坂本議員

今ほどの説明は分かります。それで、アルコールなんですけれども、実はアルコールが、全国っていうか、国内不足ということなんですけれども、先日少し議員の間で話になりましたが、うちの町には内堀醸造さんがありまして、酢からアルコール、酢を作る段階でアルコールというのはできる、今現在、お酒を作るメーカーさんが純度の高いお酒という形の枠の中で売っているような形をしておりますけれども、酢を作る段階でもアルコールはできるという話になりまして、内堀さんのほうに、それは国の許可の中を超えなければいけない、許可を取らないとできないかもしれないんですが、内堀さんのほうではアルコールができる可能性はあると思うんで、そういうところと話をすることもできるのではないかなと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

教育次長

情報を頂きありがとうございます。1つの購入先として検討させていただきたいと思

議長

そのほか質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、賛成討論はありませんか。

9番

浜田議員

この補正予算に賛成する立場から討論いたします。既にコロナ感染症の拡大によって住民の間に負の影響っていうのが広がっていることはもちろんであります。今回の補正予算、国、県の施策に基づくものが大半とはいえ、財政支援が行われることを歓迎するものであ

ります。ただ、一方、感染症の現状は、決して楽観的にはなれない状況ではないかというふうには私は考えています。昨日の日経新聞のウェブ版では、日本における死者、今は五百数十人だと思えますけれども、六百数十人ですね、の増加率は35日～40日で10倍になる、こういうデータであります。このとおり推移すると、大変残念なことですけども6月下旬には六百数十人が6,000人に至ると、こういう傾向だというふうに見えるわけですね。日々感染者数は落ち着いているという報道がありますが、その一方で、PCR検査が非常に日本は遅れているということなんで、本当に感染者数を把握しているのかどうかということ、私は大変懸念しています。ということで、もちろん出口戦略は大事だと思います。しかしながら、出口を急いでこのデータを楽観的に見過ごすことのないように、再び爆発的な感染を引き起こすことがないように十分に注意をして、財政運営、また今後の対策にも取り組んでいただきたいということを付け加えて、賛成といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。

8番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算は、国、県、町で独自に商工業者に支援するための給付金が盛り込まれたわけですが、1つ気になることは、これを借りる方々は企業としては大きな組織であるわけですが、それで、県からの支援金の20万円と、それから町がそれにかんでってというものの30万円は、外れる、町内には個別の個人経営、家庭内企業というか、家族でやっているような小さなお店が結構あるわけですね。だから、ぜひその人たちにも何かの支援ができるような体制を今後考えていただきたいということを付け加えまして、賛成といたします。

議長 そのほかにも討論ありませんか。

11番

竹沢議員

本補正予算に賛成の立場で意見を申し上げます。一番大きな今回の補正は、町民の皆さんに10万円、今日から申請できるというところがポイントなわけでありまして、予算上の組み立ての中で基金から5,400万円繰り入れしておりますが、これはいいんですけど、今後また町長の申すくらし復興券1億円事業やなんかの補正とかも出てくるので、財源確保の中で、この31日をもって令和元年度の会計が締めになりますので、その中の繰越金を十分充当させて、また余った部分は基金をまた積み立てするとかいうふうな財政運営を求めたいというふうに思います。もう一点、教育委員会関係ですけど、先般、5月1日に全協ありまして、次は5月19日が全協です。町内の3校は18日から授業が始まるわけですが、要するに、授業の時間をもう1単位、1日ずつ授業を増やすとかいうこともやるようですし、夏休みが減るのかどうか、これも心配になります。それから、保護者の皆さんの中では、修学旅行、誰しもみんな小学校、中学校、高校であの懐かしい思い出の修学旅行、もしかしたらできないんじゃないかと、こういう心配もありますので、こちら辺も含めまして、次の全協では教育長のほうでこれについて明確な御答弁をいただくことを申し添えて、賛成といたします。

議長 そのほかにもありませんか。

2番

三浦議員

賛成の立場で討論をしたいと思います。今必要な予算という点では賛成ということですが、けれども、商工業者に関して申請をしても対象にならないということもあり得るわけで、そういうところから落ちてしまった皆さんに対する支援策というのが必要ではないかというふうに考えておりますので、ぜひその辺を検討し、実行していただきたいなあというのと、あと学校の給食費なんですけれども、前回、竹沢議員が全協のときに要望をされたと思いますけれども、実際に学校が休校されているわけで、その辺、南箕輪では2カ月分かな、村が支払うということで免除をしています。そういうことも考えて対応をぜひしていただきたいと思いますということを申し添えて、賛成といたします。

議長

そのほかにありませんか。

4番

中村議員

賛成の立場で討論いたします。1つ、我が町の対応がちょっと近隣等を見ましても遅いなというのを感じます。実は、もう定額給付金を7日から受給できる体制を取っているところもあります。また、今後、町長が冒頭の挨拶で言われましたけれども、プレミアム等々、細かい補助を考えていくような説明、お話がありましたけれども、既に臨時議会の中で喫緊に困っている中小零細の国の補助に対応していないところへの補助をもう決めているところがあるわけですね。農業とか小規模の企業に今回の臨時議会の中で予算化されて、そして、もう動いていっているところがあります。どうして我が町だけがちょっと遅いのか、そこの辺が大変住民の皆さんに申し訳ないなあというふうに思うわけです。どうか、今後、早急にさせていただいて、みんな一生懸命努力し頑張っている、現金がすぐ欲しい、そういう商業または農業の皆さんにぜひ給付をして、住民の皆さんが行政は本当に心配してくれているんだなあというところを感じていただけるような行政運営、とにかくスピード感を持って、国も言っていますので、町もぜひそのところを町民に届くように今後進めていっていただきたいことを切に要望いたしまして、賛成といたします。

議長

そのほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第5号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第1号)の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。休憩。

休憩

午前11時30分

再開

午前11時31分

議長

会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり坂本議員から1件の議案が提出されました。

お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第5号 「種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書」の提出について

を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番

坂本議員

種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書の提案説明をいたします。現行の種苗法は、農産物の新しい品種を生み出した人や企業が国に品種登録をすれば育苗者権が認められ、著作権のように保証されております。ただし、農家が種取りや株分けをしながら繰り返し作物を育てる自家増殖は農民の権利として例外的に容認されてきました。それを改正して一律禁止にするのが種苗法の一部改正案の内容です。優良なブドウやイチゴの登録品種が海外に持ち出されにくくするためと農林水産省は言っております。対象となる登録品種は、今のところ国内で売られている種子の5%に過ぎず、農家への影響は限定的だと言っております。しかし、2018年の4月に種子法廃止などにより公共での種子の開発が後退し、各地にある地方特有の品種が失われる危機にあります。そして、国内の種子農家が減る中で、海外で生産された種を売る民間企業の台頭が進んでおります。また、自家増殖が禁止になれば、農家は許諾料を支払うかゲノム編集品種または遺伝子組み換えなどの品種を含む民間の高額な種を毎年購入せざるを得なくなります。種苗法の一部改正をしたとしても、海外への登録品種の持ち出しや海外での無料増殖を全て防ぐことは物理的に困難があり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法だと食料産業局は言っております。この改正案は、農民の権利として守られてきた内容を大きく変えるもので、現在、国全体がコロナ感染症対策に翻弄されている中で、公聴会も開かれずに農民不在の中で審議されることは極めて遺憾であります。よって、拙速な採決を行わないよう、公聴会開催や参考人質問などで国民の意見を十分に聞いてから審議していただけるよう強く求めるものです。多くの議員の賛同をお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番

中村議員

本日は臨時議会のわけですけれども、この意見書を急がれる理由というのは、コロナの感染のいろいろな補助等の国会審議の中でどさくさに紛れて種苗法というものが曲げられてしまうという、そういう懸念で臨時議会に意見書を提出したという、そういうことの認識でよろしいでしょうか。

8番

坂本議員

そのような内容もありますし、この中には、先ほど言いましたように、この改正案の中では、日本国内で改良されたのが中国などで作られているという向きもありまして、それに対する案は数年前から出ておりましたが、その部分だけではなく、ほかの部分も具体的なことを農家の方たちに詳しく知らせて意見を問うというような形が現在できないということになるので、もう少し現場の声をたくさん聴いてから、種苗法というのはとても大事なもののので、やっていただきたいということで、急な意見書の提出になりました。

議長

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。

3番

久保島議員

この意見書には賛成できないということで討論させていただきます。まず、国のほうは種子法の改正っていうのは海外に持ち出される可能性っていうのが非常に高いということで、これは早急にやらなければいけないということでございます。それから、ここにございます自家増殖は一律禁止になるというふうに言っていますが、そんなことはないということで、一般品種に関してはそのまま使えるということでございます。この辺のところを少し認識をきちっとしていただきたい。その意味で、この意見書は採択すべきではないというふうに考えます。

議長

次に、賛成討論はありませんか。

2番

三浦議員

私は、賛成の立場で討論をしたいと思います。この種苗法の種を育てていくっていう、増やしながらか農業を続けていくっていう点では、やはり自家増殖しながらということは、本当にこの地域に合ったものを作っていく、作りながら育てていくという長い歴史の中で培われてきた手法だと思います。そうしたものが守られるかどうかということが分からないという中で議論がされています。また、農業試験場などで地域に合った例えば稲など、米を作るなど、そういうことはやられてきたわけですけれども、種苗法が改正されたことによってその点がどうなっていくかということもはっきりとまだ分からない中で、いろんな声が出ています。そういう声が反映されない中で、この時期にこの法律が改正されるということに対しては、大変に問題があるというふうに考えています。ですので、今回の国会に提出されて、これが通ることのないように、拙速な採決を行わないように、ぜひ要請をしていきたい。飯島町議会としても地域の農業を守るために、ぜひ必要だというふうに私は考えて、賛成するものです。

議長

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、賛成討論ありませんか。

9番

浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論いたします。この意見書の求めているところは、種

苗法に対する賛成、反対を議決することではありません。拙速な審議を行うべきではない、ここに要点があるっていうことを最初に留意いただきたいと思います。なぜそういうことを言うのかっていいいますと、みなさん御存じのように、今から2年前、種子法が廃案になりました。その後の施策がほとんど準備されていなくて、御存じのように一昨年12月議会では全会一致でその後の施策を求めるといった意見書が可決されました。そういったことに基づいて、特に農業県である長野県や北海道などでは、県の条例によってそれを補足するということが行われたことは御承知のとおりだと思います。その種子法のときにも、参議院、衆議院含めてわずか12時間の審議で決められてしまったんですね。その結果、地方自治体も大わらわで後追いをすることになった、このことを思い出していただきたいと思います。今回も似たような流れになるのではないかというのが私たちの心配です。既に、国会議員の間から伝えられている情報によりますと、本日もしかすると審議入りするかも分からない、しかも3時間程度の審議時間を予定されている、こういうことでもいいのかっていうのが基本です。今、国はコロナ感染に対して総力を挙げているわけです。野党も、ここでもってほかの政治問題については極力自制しながら共に取り組もうと、こういう流れになっていることは御承知だと思います。そういったことの中で、特に農民の意見を聞く場も設けずに議論するようなことがあっては、前の種子法廃止と同じような轍を踏むのではないかと、このことを私は大変危惧するわけであります。したがって、飯島町議会としては、そのような状況の下で十分な審議を尽くさずに農業に関わる大きな問題を定めることがないようにということを意見書として上げるべきではないかというふうに私も考えて賛同議員になったわけであります。この趣旨を、今の状況を十分お考えいただいて、この意見書を上げるということを進めていきたいと思いますので、議員の皆さんの御賛同を期待して、賛成討論といたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第5号 「種苗法一部改正案の慎重審議を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。6名が起立でございます。起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

町長 議会臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提案申し上げました条例案件並びに補正予算案件につきまして、議員の皆様方の慎重な御審議を賜り、全会一致で原案のとおり可決いただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルスは、まだまだ終息という状況ではありませんが、我慢の向こうには

必ず明るい未来があると思っております。町民の皆様が前を向いて歩いていけるよう、これからも諸施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様のお力添えをよろしくお願いたします。今後、スピード感を持って経済対策等に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。議員に御指摘いただきました。飯島町の対応はちょっと遅いじゃないかと。こういう御批判、そういう御認識でおられる方もあろうかと思えます。私も重々存じております。この間、各地方自治体、基礎自治体においては、競って——競ってある事業、特定の人たちについての補助金を給付することをやってきたような感が見えました。しかし、今回の自粛の影響をじっとこらえていますと、特定の業種、業態の方々だけではなく、まだスポットライトの当たっていない方々も何らかの影響を受けている、こういうのがかいま見えてくるわけでございます。アルバイトをしている方のアルバイトがなくなったとか、農業者も物がスーパーあるいは道の駅で売れなくなったとか、そういったことを、じゃあどの部分を救済するのかといったときに、行政側として、それを預かる者として、税金の使い方の公平性というものをどうしても考えざるを得ないということがありました。それぞれ手当てしていけば新聞に取り上げられて目立ちますけれども、今回、町の真水で5,000万円を一気に経済対策あるいは暮らし支援に投じます。それだけでは5,000万円の力しかありませんので、町民の皆様にもぜひ御協力いただいて、1億円の力で、みんなでこの復興をしていこうじゃないかと、そういう思いが今回の暮らし復興券の発行1億円事業につながっておるわけでございます。タイミングとしては、いささか我慢したかいはありました。しかし、ここで一気に、1人当たり10万円をもらったときと時を同じくして、それを呼び水として飯島町の経済を押し上げる、そういったきっかけになればなあというふうに思っておるわけでございます。赤ちゃんからお年寄りまで、全員にその部分を支給して、みんなで経済を支えていこう、暮らしを復興していこうと、そういう思いでございます。今後も2弾3弾と対応をしなければならない機会が来るかと思えます。まだまだ、そこにスポットライトの当たっていない部分があった場合には、そういったところをしっかりと救済してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願したいと思っております。

春本番となり、農作業も忙しい時期となりました。今年の秋には、経済情勢も好転し、よき収穫期を迎えられることを期待し、臨時会閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

議長 以上をもって令和2年第3回飯島町議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員